

明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例の一部の改正について（平成25年4月に改正した概要）

【新たに条例が適用されるもの】

① 対象となる施設

経過措置によって条例の適用除外とされている既存のラブホテル等

＊経過措置第2項第1号又は第2号に該当する施設（パチンコ店及びゲームセンターを除く）

② 要件

対象となる施設が基準日（平成25年4月1日）以降に建築等をする場合、次の区分により、条例の規制を適用する。

ア 増改築や大規模修繕などの建築等（イのものを除く）

事前届け出、建築等の同意、事前説明会など、ラブホテルに関する規制をすべて適用する。

イ 増築において、増築後の床面積の合計が、基準日の床面積の1.2倍を超えない（1.2倍以下）もの

規制をすべて適用するのではなく、事前届け出と外観規制を適用する。

※ 外観規制：教育環境の保全のために必要であれば、外観等の変更をするよう勧告する。